



「男だから、女だから」という性別によって役割分担意識や社会の慣行などが残っている現在。このような社会は男女平等とは言えず大きな問題となっています。これを踏まえ市は、職場・学校・地域・家庭などあらゆる分野で性別による差別をなくし、市民・事業者・市が協働し、努力しながら、すべての市民の日常生活の中で男女共同参画を実感できるまちづくりが必要であると考えました。

男女共同参画推進条例をつくりました



そして平成19年3月14日、男女共同参画社会の実現のため「奥州市男女共同推進条例」を制定。制定にあたっては、市民の意見を十分に反映するため、市民と職員で構成する男女共同参画推進本部ワーキングチームを組織し、その中で条例案を検討しました。条例案完成後は、これに対するパブリックコメントを行い、広く皆さんの意見を求めました。条例の主な内容を紹介します。

男女共同参画とは

男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、男女が均等に政治的、経済的、社会的および文化的利益を受けることができ、かつ、共に責任を担うことをいいます。

条例の主な内容

- 6つの基本理念(第3条)**
1 男女の個人としての尊厳を重んじ、性別による差別をなくし、人権を尊重しましょう。
2 社会における制度又は慣行についての配慮
「男だから」「女だから」というように性別を固定することなく、多様な考え方を尊重しましょう。
3 意思決定過程への共同参画
男女が社会の対等なパートナーとして、社会の大切なことを男女がともに考え決めていきましょう。
4 家庭生活と社会生活の両立
家庭での仕事と社会での仕事とが両立できるように男女みんなが協力していきましょう。
- 市民や事業者の皆さんの責務(第4条)**
市は男女共同参画の施策を策定し、実施します。
- 市の責務(第5条)**
市民の皆さんは家庭、職場、学校、地域などどこにおいても男女共同参画を推進していきましょう。また、市の施策にもご協力をお願いします。
- 事業者の責務(第6条)**
事業者の皆さんは男女共同参画に配慮した就労環境を進めましょう。また、市の施策にもご協力をお願いします。
- 性別による人権侵害は禁止です(第7条)**
性別による差別的扱い、セク
- 5 国際協調**
男女共同参画の推進は国際的な取り組みと密接な関係にあります。男女共同参画を国際的な取り組みと踏まえながら共に進めていきましょう。
6 性に関する意思の尊重と健全な生活
性に関して意思を持ち、健康な生活を続けていきましょう。

シユアル・ハラスメント(※1)、ドメスティック・バイオレンス(※2)はしてはいけません。

情報の提供には留意を(第8条)

広告や看板、ポスターなど公衆に表示する情報の提供の際には、男女の役割を固定したり、差別や暴力を連想させるような表現を行わないよう配慮しましょう。

男女共同参画計画を作ります(第9条)

男女共同参画について基本的な計画を策定します。計画の策定に当たっては、市民や事業者の皆さんの意見を反映するとともに、市民の代表や関係機関の方々が構成する男女共同参画推進委員会の意見を聴きます。

積極的改善措置に取り組みます(第12条)

市は市民や事業者の皆さんと協力し、男女間の格差がある場合は改善するよう取り組みます。また、市が設置する機関の委員なども男女の均衡を図っていきます。

自営業による環境整備の推進(第16条)

自営業に携わる市民が男女の性別にかかわらず、対等なパートナーとして、自営業と家庭生活を営むことができるよう市は環境の整備していきます。

苦情の処理(第17条)

市が実施する男女共同参画に関する施策及び男女共同参画に

影響のある施策に対する市民や事業者の苦情を受けた場合には適切な措置をします。

相談への対応(第18条)

市民からの男女共同参画に関する相談に、関係機関とともに対応していきます。

男女共同参画推進委員会(第21条)

男女共同参画の推進に関する重要事項を調査審議する委員会です。市長の附属機関であり、市長が委嘱します。

用語解説

- (※1) セクシユアル・ハラスメントII性的な言動により相手の生活環境を害したり、不利益を与えること。
- (※2) ドメスティック・バイオレンスII男女間における身体的、精神的な苦痛を与える暴力行為や言動。



衣川婦人会
会長 松芳トミ子さん

交流しながら男女共同参画を学ぶ場を

衣川婦人会主催で「わくわく交流会」を行います。寸劇などで男女共同参画の理解を深めましょう。どなたでも参加できます。
■日時=5月28日午後6時
■場所=サンホテル衣川荘
■参加料=2,500円(夕食代)
■申込期限=5月25日
■問い合わせ=松芳さん(☎090-5843-7706)

皆さんにどう浸透させるかが今後の課題

いわてヌエック 2003 の会 会長 佐藤弘子さん【前沢区】

※いわてヌエック 2003 の会
会員は平成14年の「いわて女性の船」に参加したメンバーが中心で現在約50人。男女共同参画推進のための講演会や学習会、寸劇などさまざまな活動を行っている。

今回、市が制定した男女共同参画条例は、市側だけで作ったものではなく、市民と職員で組織する男女共同参画推進本部ワーキングチームが内容を検討し作成しました。わたしもその一員だったのですが、条例作成段階から携わることができたことは、とても良かったと思っています。しかし、条例ができたというだけで喜んではいられません。男女共同参画のまちづくりを推進するためにはこれからが本番です。この条例の考え方をいかに市民の皆さんに浸透させていくかが行政の役割。わたしもより多くの人たちに男女共同参画を理解してもらうため、さまざまな活動を通じて、身近な問題を提起していきたいと思っています。

男も女ものびやかに

～奥州市男女共同参画推進委員会委員募集～

- 募集人数=3人
- 任期=委嘱の日から2年間
- 職務内容=奥州市男女共同参画推進条例に基づき、男女共同参画の推進に関する重要事項の調査・審議
- 応募方法=本庁企画調整課と総合支所総務企画課に備え付けの応募用紙に必要事項を記入し、直接・郵送・ファクス・電子メールで申し込む。(応募用紙は、市ホームページからもダウンロードできます)
- 提出先=〒023-8501(住所不要)奥州市総合政策部企画調整課市民活動係 ☎5240
Eメール kikaku@city.oshu.iwate.jp
または各総合支所総務企画課
- 応募資格=次のすべてを満たすこと
 - ・20歳以上で市内に在住または勤務する人
 - ・市の各種審議会の委員に委嘱されていない人
 - ・今後、市の各種審議会の委員に委嘱予定のない人
- 応募期間=5月10日から29日まで(当日消印有効)
- 問い合わせ=本庁企画調整課 市民活動係(内線313)
Eメール kikaku@city.oshu.iwate.jp